

## 別紙 1

### 令和6年度小規模事業者の自走化伴走支援事業実施業務仕様書

#### 1 業務名

令和6年度小規模事業者の自走化伴走支援事業実施業務（以下「本業務」という。）

#### 2 事業目的

令和6年度小規模事業者の自走化伴走支援事業（以下「本事業」という。）は、実績ある専門家と鳥取県内の支援機関の支援員（以下「支援員」という）がチームをつくり、鳥取県内の小規模事業者等の成長戦略策定等を伴走支援することを通じて、鳥取県内の小規模事業者等の成長、及び、それを支援する支援員の経営支援スキルの向上を図ることを目的に実施する。

#### 3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

#### 4 業務内容

##### （1）自走化伴走支援業務

実績ある専門家と支援員がチームをつくり、以下のとおり伴走支援を行うこと。

##### （ア）支援企業

支援企業は、次の要件を全て満たす小規模事業者又は中小企業者とする。

ア 鳥取県内に本店又は主たる事務所を有する認定経営革新等支援機関等の推薦を受けた者

イ 自社の成長に向け、成長戦略策定等に向けた伴走支援を希望する者

ウ 伴走支援を受ける社内体制を用意できる者

##### （イ）支援企業数

10社（最大）

##### （ウ）支援テーマ

支援企業のニーズを勘案して、次のとおり支援テーマを設けること

ア 支援テーマ数は、5以上とすること

イ 支援テーマは、「技術経営戦略」、「DX戦略」、「マーケティング戦略」を必須とすること

##### （エ）支援内容

ア 専門家と推薦機関の支援員がチームとなり支援企業を訪問。ヒアリング等を通じて、専門家の選定、支援企業の現状把握、課題設定、要因分析、解決策等を支援者とともに検討し、支援テーマに応じた専門家の高い専門性を活かした経営計画、アクションプラン、KPIの作成等を伴走支援する。

イ 支援企業への訪問は、5回程度（2時間以上/回）を目安とする（専門家は、原則、1回以上現地訪問する）。

ウ 専門家は、支援企業への訪問に合わせて、支援員と支援方針の確認等のためのミーティングを行うこと。

エ 専門家は、支援員からの意見や要望を踏まえ、支援を講じること

##### （2）自走化伴走支援企業の推薦に関する事業説明会の開催

自走化伴走支援企業の推薦募集に当たっては、以下のとおり事業説明会を開催すること。

（ア）実施時期 令和6年秋ごろ

（イ）実施方法 オンライン

（ウ）対象者 鳥取県内の支援機関管理職及び支援員

##### （エ）実施内容

ア 本業務全体の目的や概要の説明

イ 専門家の紹介

ウ 推薦企業の募集内容の説明

(3) 自走化伴走支援成果報告会の開催

自走化伴走支援業務で得た支援員の知見の共有や振り返りを通じて、地域の支援員の経営支援スキルの向上を図ることを目的に、以下のとおり成果報告会を開催すること。

- (ア) 実施時期 令和7年3月頃
- (イ) 実施方法 集合およびオンライン
- (ウ) 対象者 鳥取県内の支援機関管理職及び支援員
- (エ) 実施内容
  - ア 自走化伴走支援の成果報告
  - イ 伴走支援におけるポイントの説明

(4) 事務局業務

本業務の実施に当たっては、5に記載の実施体制を設け、適宜、鳥取県と協議及び役割分担しながら以下のとおり事業を運営すること。

- (ア) 本業務全体の進捗管理に関すること
- (イ) 自走化伴走支援の実施にあたって行う支援企業と専門家のマッチングに関すること（支援員とよく調整の上、進めること）
- (ウ) 自走化伴走支援の進捗管理に関すること
- (エ) 事業説明会の運営に関すること
- (オ) 成果報告会の運営に関すること
- (カ) その他本業務の円滑な実施に向けて必要な事務局業務に関すること

5 実施体制

(1) 本業務の実施に当たっては、以下の実施体制を設けること。

- (ア) 本業務の実施責任者の配置（1名以上）
- (イ) 鳥取県、推薦機関、事業者との窓口担当者の配置（1名以上）
- (ウ) 支援テーマに応じて、専門性の高い分野の専門家を配置（5名以上）

(2) 定例ミーティングの開催

本業務の進捗管理等を行うため、鳥取県と受注者による定例ミーティングを1か月に1回以上の頻度で実施すること。

(3) その他（留意点）

推薦機関が本業務の事務を担わないよう、受注者が必要な連絡調整、資料作成等を実施すること。

6 完了報告書の提出

(1) 成果物

委託業務完了報告書（様式第1号による）に以下の成果物を添付すること。

- (ア) 自走化伴走支援業務の支援記録
- (イ) 自走化伴走支援業務で作成した計画、アクションプラン、KPI
- (ウ) 事業説明会、成果報告会で利用した資料一式

(2) 報告期限

本業務の完了後10日以内又は令和7年3月31日（月）のいずれか早い日まで

(3) 提出場所

鳥取県商工労働部企業支援課（鳥取県東町一丁目220）

7 業務実施にあたっての留意事項

(1) 本業務の実施にあたっては、円滑かつ効率的に進めるため鳥取県と密接に連携を取りつつ作業を推進すること。また、作業の内容に疑義が生じた時は、鳥取県はその都度、受注者に状況の報告を求められるものとする。

(2) 受注者は、本業務の遂行上知り得た情報、資料についてこの契約以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならない。

(3) 受注者は、本業務を行うため鳥取県から提供された情報等を、滅失改ざん及び破損してはならな

い。

- (4) 受注者は、本業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 受注者は、本業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、鳥取県と協議の上処理すること。
- (6) 鳥取県は、本業務が完全に履行された場合に委託料を受注者に支払う。なお、履行されない内容がある場合、又は履行内容が企画提案書の内容と著しく異なる場合には、委託料の全部又は一部を支払わないので、あらかじめ注意すること。

## 別記

### 個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

#### (基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

#### (第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

#### (再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

#### (個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

#### (複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

#### (安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第 10 条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄(消去を含む。以下同じ。)するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第 11 条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第 5 条第 1 項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第 12 条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第 13 条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和 4 年鳥取県条例第 29 号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第 15 条 乙が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第 2 条第 1 項第 6 号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第 2 条から前条までと同様とする。

(注) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。

委託業務完了報告書

年 月 日

鳥取県知事

様

住所  
企業・団体名  
代表者職氏名

令和6年 月 日付けで委託契約を締結した業務が完了したので、仕様書6の規定により、下記のとおり報告します。

記

委託業務の名称	令和6年度小規模事業者の自走化伴走支援事業実施業務
委託料	*****円
業務実施内容	1 自走化伴走支援業務 2 自走化伴走支援企業の推薦に関する事業説明会の開催 3 自走化伴走支援成果報告会の開催
着手年月日	
完了年月日	

※業務実施内容は別紙添付可